

広島県告示第三百号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）附則第十条の規定に基づき、知事が定める有料老人ホームを次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事が定める有料老人ホームは、特定有料老人ホーム（平成十一年三月三十一日前において既に存していた有料老人ホームであつて、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）附則第十条各号のいずれにも該当するものをいう。）であつて、適切な運営が確保されてきたと認められるものとする。